



山形県公報

平成16年3月9日(火)

号 外(15)

目 次

告 示

家畜伝染病予防法第52条の規定による報告の徴求..... (生産流通課) ... 1

告 示

山形県告示第263号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第52条の規定により、次のとおり報告を求める。

平成16年3月9日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 実施の目的
高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため
- 2 報告すべき者
飼養羽数が1,000羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者
- 3 報告すべき事項
農場についての次に掲げる事項に係る月曜日から日曜日まで(第1回目の報告は、平成16年3月15日(月)から3月21日(日)まで)の状況
 - (1) 飼養羽数
 - (2) 死亡羽数
 - (3) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
翌週の水曜日(第1回目の提出は、平成16年3月24日(水))の正午
- 5 報告書の提出先及び提出方法
 - (1) 提出先
対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所
 - (2) 提出方法
電子メール、ファクシミリその他対象となる農場を管轄する家畜保健衛生所長が指示する方法により提出するものとする。
- 6 その他必要な事項
 - (1) 高病原性鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合は、直ちに報告すること。
 - (2) 本告示が適用される期間は、当分の間とする。
 - (3) 詳細については、次の部署に問い合わせること。
 - イ 農林水産部生産流通課畜産室(電話 023-630-2475)
 - ロ 中央家畜保健衛生所(電話 023-686-4410)
 - ハ 最上家畜保健衛生所(電話 0233-28-7768)
 - ニ 置賜家畜保健衛生所(電話 0238-43-3217)
 - ホ 庄内家畜保健衛生所(電話 0234-42-3331)

平成16年3月9日印刷
平成16年3月9日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056